

受審施設の声



- ・自施設がやってきたことや**施設環境を客観的に見直す良い機会**となり、取り組む中で改善を図ったり、今後はこうしていくのが良いと気づかされたことがあった。
- ・評価項目が多く、施設の評価としてまとめるまで時間を要したが、**自施設の取り組みについてじっくり考える良い機会**となった。
- ・専門知識が必要な職業であるという認識を新たにし、**福祉サービスの質の向上を目指すきっかけ**となった。

受審する施設・事業所とは

第三者評価制度は、受審した施設や事業所の「**良いところ**」や「**努力すべきところ**」を明確にしたものです。

第三者評価の受審は施設や事業所が任意で選択できます。

したがって、第三者評価を受審し、結果を公表しているということは、**真剣にサービスの質の向上に取り組み、利用者に寄り添う福祉サービスの提供を目指している施設や事業所**だと言えます。

利用者に寄り添う福祉施設を探すきっかけに

静岡県福祉サービス第三者評価



© 静岡県

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL 054-221-2322

静岡県内で受審した
施設の評価結果はこちら
右のQRコードからも
アクセスできます

静岡県 第三者評価



静岡県



© 静岡県

第三者評価とは

施設や事業所で行う福祉サービスを、行政でも、当事者でもない、第三者が、**専門的かつ客観的な立場から評価するしくみ**です。

福祉サービスを行う社会福祉施設は、サービスを受ける利用者のことを考え、常日頃から**サービスの質の向上**に努めることが求められております。

評価の対象施設・事業所

児童

保育所

放課後児童クラブ

高齢

特別養護老人ホーム

軽費・養護老人ホーム

訪問介護事業所 など

障害

障害者支援施設

障害福祉サービス事業所

就労継続支援事業所 など

社会的養護施設

児童養護施設

母子生活支援施設

乳児院 など



評価項目

- ・保護者が**安心して子育て**できるよう支援を行っているか（保育所）
- ・利用者の**体調変化時に、迅速に対応**するための手順を確立し、取組を行っている（高齢）
- ・利用者の**健康状態に応じた機能訓練・生活訓練**を行っているか（障害者・児施設）
- ・**感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備**し、取組を行っているか（全施設共通）

評価結果について

▶ 第三者評価結果には、施設等の良いところや改善すべきところ、評価項目ごとに次に示した abc3段階の評価が記載されています。

a 評価

より良い福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安にする状態

b 評価

a に至らない状況、**多くの施設・事業所の状態**、a に向けた取り組みの余地がある状態

c 評価

b 以上の取り組みとなることを期待する状態

3段階の評価は、施設等の理念や基本方針を具体化し、より良い福祉サービスの実現に向けた達成度を示すものです。



▶ 評価結果は、以下の点が記載されているので、受審施設はサービスの質の向上や改善に活用できます。結果は県 HP にて公表されるため、利用者や家族も閲覧することができます。

施設等の 理念・基本方針

目指している姿、大切にしている考えなど、**施設等の熱い思い**がそのまま記載されています。

施設等の 特徴的な取り組み

施設等がアピールしたい特徴的な取り組みが紹介されています。地域の特色や独自の活動など、多種多様な事例が記載されています。

全体の評価講評

施設等の取り組みの中で、「特に評価の高い点」、「改善を求められる点」が記載されます。

評価結果に対する 施設等のコメント

評価を受けた施設等が評価結果を受け、**今後のサービスの質をどのように向上させていくか、どのような取り組みを実践していくか**が記載されています。